

## 第8章 今後の進め方

今後は、本計画に定めた基準等に基づき、良好な景観の保全・形成に関わる取り組みを実施していくことになりますが、特に以下の3つを今後実施していく取り組みの“柱”として位置づけます。

### 1. 規制・誘導による景観の保全・形成

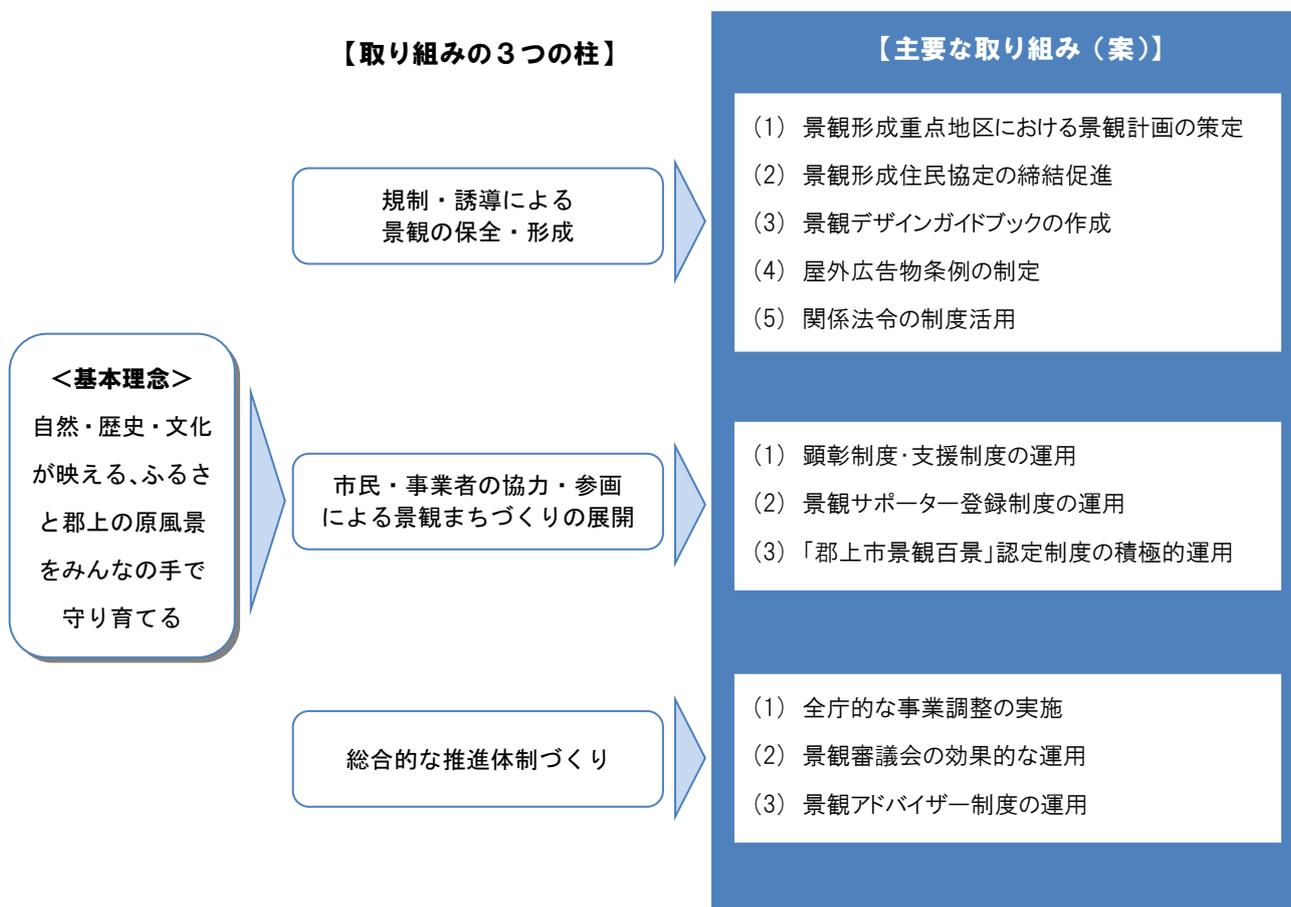
本計画に定めた基準等に基づき、景観への影響の大きい行為を適切に規制・誘導していくことはもとより、景観形成重点地区における独自の景観計画の策定、景観形成住民協定の締結促進、景観デザインガイドブックの作成、屋外広告物条例の制定、都市計画法等の関係法令の制度活用を行い、規制・誘導による景観の保全・形成を図っていきます。

### 2. 市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開

良好な景観の保全・形成にあたっては、市民や事業者の協力・参画が必要不可欠になります。そのため、市民・事業者の意識啓発や協力体制（パートナーシップ）を強化するような取り組みを展開していきます。

### 3. 総合的な推進体制づくり

良好な景観を保全・形成を実現するために、景観審議会を効果的に活用するとともに、外部の有識者等からアドバイスを受けられるような推進体制を構築します。



## 1. 規制誘導による景観の保全・形成

### (1) 景観形成重点地区における景観計画の策定

第7章で示した景観形成重点地区の指定手順に基づき、今後、地区独自の景観計画の策定を進めます。計画の策定にあたっては、地域住民の景観行政に対する理解を得る必要があることから、できるだけ多くの住民が計画策定に参加できるような体制づくりを行い、行政と住民の協働により策定するものとします。

### (2) 景観形成住民協定の締結促進

景観形成住民協定は、土地所有者等の2/3以上の合意のもと、景観形成基準を超えて、地域住民自らが地域の実情に応じたきめの細かいルールを取り決めることが可能な制度です。

景観法に基づく景観協定は、土地所有者等の全員の合意が必要となりますが、本市では同制度をより活用しやすくするために、協定の締結条件を「土地所有者等の2/3以上の合意」とし、郡上市景観条例に基づく本市独自の「景観形成住民協定」制度として運用します。本市では、市民による同制度の活用を積極的に支援します。

なお、八幡地区において既に締結されている「まちなみづくり町民協定」については、郡上市景観条例に基づく景観形成住民協定として位置づけます。

### (3) 景観デザインガイドブックの作成

先に示した景観形成重点地区や景観形成住民協定を締結した地区においては、景観形成の配慮事項やポイントをビジュアル的に分かりやすく示した、普及啓発のための「景観デザインガイドブック」づくりを積極的に支援します。

### (4) 屋外広告物条例の制定

景観への影響が大きい要素である屋外広告物については、色彩も含めた適正な規制・誘導を図るため、市独自の屋外広告物条例の制定に向けた検討を進めます。

### (5) 関係法令の制度活用

景観に係る要素は多岐にわたり、良好な景観の形成を推進・誘導するためには、関係法に基づく各種制度を一体的に活用する必要があります。その中でも、景観形成に大きな影響を与える土地利用等の制限については、都市計画法の運用が必要であり、これまで都市計画区域外であった地域における準都市計画区域の指定等、都市計画制度の活用を検討します。

また、文化財保護法、および地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法）に基づく歴史的建造物の指定により、その保存・活用を図ります。

郡上市一円に広がる美しく恵まれた自然環境については「郡上市自然環境保護条例」の運用により適正な維持保全に努めます。

## 2. 市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開

### (1) 顕彰制度・支援制度の運用

市民や事業者による主体的、積極的な景観形成活動を促すことを目的に、本市の景観形成に寄与する優れた建築物や、良好な町並み形成に繋がる主体的、継続的な取り組みを顕彰する郡上市景観賞制度を継続して運用します。

また、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物の指定等により、良好な景観形成に資する建築物の改修等に対する支援を行います。

### (2) 景観サポーター登録制度の運用

市民と行政とが協力して良好な景観形成を図るため、違法広告物や不法投棄等の景観を阻害する物件の監視活動や景観パトロール、景観資源の調査等の活動を行う景観サポーター登録制度を運用します。

### (3) 「郡上市景観百景」認定制度の積極的運用

郡上市には地域独自の豊かな自然や歴史文化を背景とした、その地区ならではの特色を持った素晴らしい景観があります。このような景観は地域に住む人々の生活と活動により形成されているものであり、地域の魅力ある景観とその創出に貢献している活動をさらに発見・推進し、将来へ守り育てていくために、「郡上市景観百景」の認定制度を運用しており、令和4年3月末時点で9地区が認定を受けています。

今後も、同制度を継続して運用し、認定地区の景観マニュアルに基づく景観形成活動を支援していくとともに、認定地区をさらに増やしていくため、既存の認定地区の活動成果を広く知ってもらうための展示会や交流会等を企画・開催します。

### 3. 総合的な推進体制づくり

#### (1) 全庁的な事業調整の実施

行政内の各部署で実施する各種事業を、本市の良好な景観の保全・形成という大きな目標の元で連携して実施していくために、全庁的な事業調整の場を設け、情報の共有を図るとともに、景観まちづくりの事業調整と連携強化に努めます。

#### (2) 郡上市景観審議会の効果的な運用

本市は、平成16年より景観審議会を設置し、景観に関わる案件について諮問し、答申を受けてきました。本計画策定後も、景観形成に関する重要な事項について、景観審議会でも効果的に調整・審議を行えるよう運用を図ります。

- 景観計画の変更・修正
- 景観形成重点地区の指定
- 景観計画・景観条例に基づく行為の届出に関する決定事項
- 景観重要建造物・樹木に関する指定、変更等
- その他、景観形成上重要な事項 等

#### (3) 景観アドバイザー制度の運用

景観計画の実効性を高め、より質の高い建築物等の誘導を図る上では、専門家等による助言が効果的になります。また、地区レベルの景観形成の推進にあたっては、専門的な助言や活動のコーディネートが必要となる場合もあります。そこで、景観に関する優れた見識を有し、本市の景観をよく知る学識経験者や専門家等を景観アドバイザーとして選任し、専門的な助言を受けられる景観アドバイザー制度を継続して運用します。

- 景観計画・景観条例に基づく行為の届出の事前協議 等
- 公共施設の整備に関する助言 等
- 市民が主体となった地区レベルでの景観まちづくりに対する助言 等